

第5次東海村地域福祉計画【概要版】

1. 計画策定にあたって

1-1 地域福祉・地域福祉計画・地域福祉活動計画

地域福祉とは、地域に暮らすすべての人の幸せを持続させるために、地域の人や組織が互いを尊重しながら支え合い、共に生活課題を解決していく活動です。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定された、地域福祉を計画的、総合的に推進するため策定する計画であり、村における地域福祉の基本的な考え方と方向性を示す「理念計画」です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に位置づけられた市町村社会福祉協議会が中心となって策定する民間計画です。

1-2 計画策定の背景と目的

近年、地域における人と人との関りは弱まり、隣近所や自治会など、地域のつながりは希薄化しています。その一方で、高齢化の進行や世帯構成の変化などにより、日常生活の中で支援を必要とする人は増えています。

また、大規模な自然災害が各地で起きていますが、発生から10余年を経た東日本大震災についての記憶は、日々その鮮明さを失いつつあります。今、改めて当時を振り返り、平時から地域全体で支え合う体制を整えておくことが重要です。暮らしの安心・安全を守るためにには、行政や関係団体による支援に加え、住民一人ひとりが地域の担い手として関わることが求められています。

本計画は、人と人のつながりを大切にし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指すものです。「第5次東海村地域福祉計画」を通じて、すべての人が、支え合いながら生活できる地域づくりを進めていきます。

1-3 計画の期間、位置づけ、策定方法

地域福祉計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間であり、「東海村第6次総合計画」に続く村の新たな総合計画「まちづくりの羅針盤」に定めるミッション「一人ひとりの“想い”をつなぎ誰もが幸せになれる「いいムラ」を創る」のもと、健康づくり計画や障がい者プランなど、福祉分野の各個別計画の上位計画として、第4次東海村地域福祉計画と同様、「成年後見制度利用促進基本計画」を包含した計画です。

この計画策定にあたっては、村民、民生委員・児童委員、福祉団体関係者、ボランティア、学職経験者などで構成する「東海村地域福祉計画推進会議」において協議を行い、特に高校生や大学生が参加することで、若者をはじめ幅広い世代の視点を取り入れ、多様な意見を計画に反映しています。さらに、アンケート調査の実施などを通じて、村民から広く意見を募り、計画を策定しております。



2. 計画の基本的な考え方

2-1 本計画で取り組むべき課題

統計情報やアンケート調査結果、第4次計画の推進状況並びに東海村地域福祉計画推進会議での議論などから、本村における地域福祉の課題を次のとおり整理しました。

1 村民の変化を的確に捉えた福祉施策の推進

令和2年の国勢調査における本村の高齢化率は25.1%と全国平均(28.8%)を下回るものの、高齢者数は増加し、特に75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれます。アンケートでも、見守り等の支援が必要と思われたり気にかかる対象として高齢者のみ世帯をあげた人が最も高く、令和2年の前回調査(31.9%)を上回る39.3%に達していることから、今後さらにきめ細かな福祉施策の推進が重要です。

2 地域のつながりの強化と地域活動の活性化

自治会加入率や近所付き合いの割合が低下し、地域差も大きいことが明らかになりました。また、「地域福祉活動に必要な人材が不足している」と回答した人は8~9割に上っています。地域活動を活性化するため、日常的なあいさつや見守りを通じたつながりづくりと、参加しやすい工夫が求められています。

3 災害発生時の支援体制

災害時には地域の助け合いが重要ですが、アンケートでは自主的支援体制が「整っている」と感じる人は2割にとどまり、「わからない」が6割を超えていました。今後は、防災活動の見える化と情報発信を強化し、分かりやすい周知を進める必要があります。

4 人権の尊重

第4次計画では、個人情報の適切な活用に関する取組の評価が低く、災害時等の円滑な支援に向けたルール整備と周知が課題となりました。また、アンケートでは障がいのある人への差別や偏見を感じる人は村民の16.6%に上っており、共生社会の実現に向け、人権啓発の取組を推進していきます。

2-2 計画の基本理念

本計画の基本理念は、東海村の総合計画「まちづくりの羅針盤～“いいムラ”のデザインと実現～」が示す方向に沿うとともに、「東海村地域福祉計画推進会議」に参画した様々な世代の村民の方が、「『福祉』とは」、「あなたにとって『つながり合い』『支え合い』とは」など様々なテーマにおいて議論を重ねるなかで多く語られた言葉をつむぎ、次のとおりとしました。

解かり合い 支え合い ともにつくる ここちよいムラ

2-3 基本目標

基本理念に謳うムラづくりを進めるため、次の3つの基本目標を設定し、これから5年間の東海村の地域福祉を推進します。

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 基本目標1 | 地域福祉の仲間を増やそう～「出会い」から始まる担い手の輪～ |
| 基本目標2 | 誰もがつながる地域をつくろう～「できなそう」を「できる」にする地域力～ |
| 基本目標3 | すべての人の暮らしと権利を守ろう～みんな守られみんなしあわせになれるムラ～ |

2-4 施策の体系

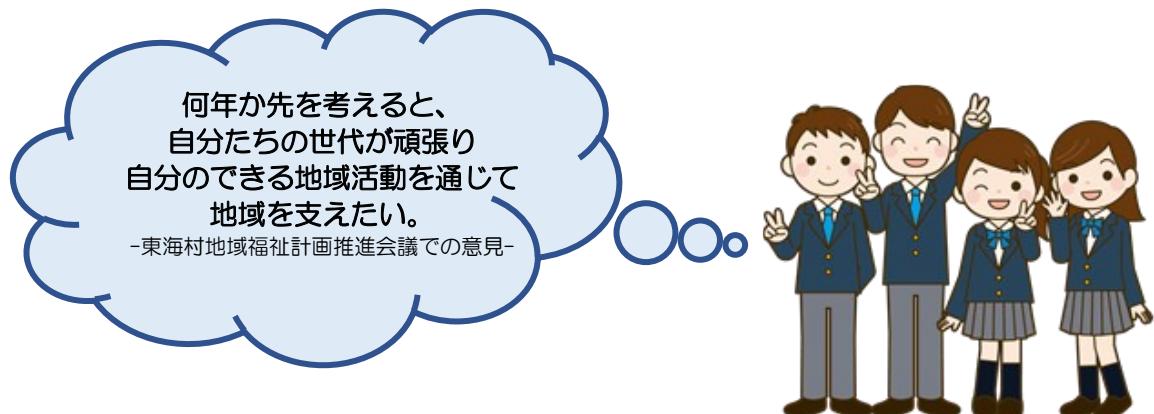
| 基本理念 | 基本目標 | 施策の方向性 |
|---------------------------|--|--|
| 解かり合い 支え合い とまつりあい いきあいムード | <p>1 地域福祉の仲間を増やそう 「出会い」から始まる 担い手の輪</p> | <p>地域福祉の考え方を分かりやすく伝え、住民が参加しやすいきっかけをつくります。</p> <p>効果的な情報の発信と共有を通して地域の課題を把握し、住民が無理なく地域福祉活動に参加できる環境を整えます。</p> <p>地域に根差して行う福祉活動の意義や成果を住民が実感できるよう支援し、参加の継続につなげます。</p> <p>行政職員が地域福祉の推進に必要な知識をしっかりと学べるよう教育を行い、専門性の向上を支援します。</p> |
| | <p>2 誰もがつながる地域をつくろう 「できなそう」を 「できる」にする 地域力</p> | <p>多様化する生活課題に向き合うため、支援体制を整え、必要な人に適切な支援が届くようにします。</p> <p>世代を超えたつながりや新たな役割が生まれるよう、誰もが関わる共生の場づくりを進めます。</p> <p>個人情報の保護と活用のルールを整理し、地域や関係機関が安心して活用できる環境を整えます。</p> <p>地域の実態や課題を把握し、それぞれの地域に応じた課題解決に活かします。</p> <p>あいさつや交流が自然に生まれ、住民同士のつながりを広げる地域づくりを目指します。</p> |
| | <p>3 すべて人の暮らしと権利を守ろう みんな守られ みんなしあわせになれるムード</p> | <p>災害時に必要となる行政職員の実践力を高めるとともに、住民や事業者が適切に避難できるよう、知識の向上を図ります。</p> <p>地域住民主体の見守り活動や防犯活動を支援します。</p> <p>地域の実情に応じた交通サービスを充実させ、移動に不安を抱える住民の外出や生活を支援します。</p> <p>安全・安心な生活のために必要な情報を提供し、サービス利用を促進します。</p> <p>すべての住民の尊厳が守られるよう、権利侵害を早期に把握し、関係機関と連携した支援につなげます。</p> <p>【成年後見制度利用促進基本計画】 成年後見制度を整備し、サービスの利用促進を図ります。</p> |

3. 施策の展開

基本目標1 地域福祉の仲間を増やそう

地域を支えている人の高齢化が進む一方で、共働き世帯や高齢になっても働く人が増え、地域活動の担い手不足が深刻化しています。ここちよい地域を守り・発展させるため、貴重な出会いの機会を大切にし、地域福祉の仲間づくりを進めます。

| 施策の方向性 | 具体的な施策例 |
|---|---|
| 地域福祉の考え方を分かりやすく伝え、住民が参加しやすいきっかけをつくります。 | <p>教育委員会、社会福祉協議会、住民との連携により、子ども（小・中学生、高校生）に対する地域福祉教育を実施します。</p> <p>村社会福祉協議会や小地域福祉関係団体と連携し、地域福祉に関する講座や講演会、イベント等を開催します。</p> <p>認知症サポーター やゲートキーパー等を養成するための講座や研修を実施します。</p> <p>講座等の受講後にアンケートを実施し、地域福祉に関する理解や関心の変化を調査します。</p> |
| 効果的な情報の発信と共有を通して地域の課題を把握し、住民が無理なく地域福祉活動に参加できる環境を整えます。 | <p>住民や各福祉分野の団体と情報交換を行い、地域の課題を共有します。</p> <p>ホームページやSNS等を活用した地域福祉活動やボランティアに関する情報発信、参加申込の仕組みなどを分かりやすいものにし、より参加しやすくなります。</p> |
| 地域に根差して行う福祉活動の意義や成果を住民が実感できるよう支援し、参加の継続につなげます。 | <p>地域福祉の専門家である「支え合いコーディネーター」を配置し、地域に根差した小地域福祉活動を支援します。</p> <p>小地域福祉活動の活性化を図るため、施設整備や活動資金に対する補助を実施します。</p> <p>住民同士の日常的な支え合いを促すため、生活支援ボランティアの普及を行います。</p> |
| 行政職員が地域福祉の推進に必要な知識をしっかり学べるよう教育を行い、専門性の向上を支援します。 | <p>新規採用職員に対し、福祉分野の基礎研修を実施します。</p> <p>重層的支援体制整備等、府内連携が重要な福祉施策についての職員研修を継続実施します。</p> <p>職員が地域との協働の重要性を実感できるよう、住民主体の地域活動を学びます。</p> |



基本目標2 誰もがつながる地域をつくろう

人々が抱える複雑な生活課題を地域の力で解決に導くために、一人ひとりが可能な範囲で協力しあえる基盤となる「地域のつながり」を確かなものとします。

| 施策の方向性 | 具体的な施策例 |
|---|---|
| 多様化する地域課題に向き合うため、支援体制を整え、必要な人に適切な支援が届くようにします。 | 生活に複合的な課題をもつ個人や家族に対し、多用な支援機関との調整を行い適切な支援を提供します。 |
| | 母子保健、子育て支援、教育、高齢者支援、障がい者支援等、各分野の相談員や支援員等が、異なる分野の生活課題の相談を受けたり発見した場合には、適切な機関につなげます。 |
| 世代を超えたつながりや新たな役割が生まれるよう、誰もが関われる共生の場づくりを進めます。 | 子どもや高齢者、障がい者等の活動の場、交流の場等を確保するとともに、居場所の多機能化を推進します。 |
| 個人情報の保護と活用のルールを整理し、地域や関係機関が安心して活用できる環境を整えます。 | 民生委員・児童委員や自治会、地区社協、NPO法人、村社会福祉協議会等から収集した個人情報の管理及び活用方法について検討します。 |
| | 個人情報の取扱いについて、住民、民生委員・児童委員、地区社協、村社会福祉協議会職員及び行政職員向けの研修や啓発を行います。 |
| 地域の実態や課題を把握し、それぞれの地域に応じた課題解決に活かします。 | 住民や民生委員・児童委員、地区社協等の協力を得ながら、小学校区単位での地域課題を把握し、解決策を検討します。 |
| あいさつや交流が自然に生まれ、住民同士のつながりを広げる地域づくりを目指します。 | 日常生活の中で自然なあいさつや交流が生まれるよう、身近な場や機会を活かした取組を進め、住民同士のゆるやかなつながりを育んでいきます。 |



小学生の頃にあった地域との関わりが
中学生以降なくなっていた。
でも、高校生会などの機会を通じて
多くの人とつながり、良い経験ができた。
-東海村地域福祉計画推進会議での意見-

基本目標3 すべての人の暮らしと権利を守ろう

地域に暮らすさまざまな人～女性・男性、こども・若者・高齢者、障がいのある人・ない人、日本人・外国人～の権利が等しく守られ、安心して生活できる環境の整備に努めます。

| 施策の方向性 | 具体的な施策例 |
|---|---|
| 災害時に必要となる行政職員の実践力を高めるとともに、住民や事業者が適切に避難できるよう、知識の向上を図ります。 | 行政職員の災害発生時における実践能力の育成と、住民や事業者の適切な避難行動に関する知識の向上を図ります。 |
| 地域住民主体の見守り活動や防犯活動を支援します。 | 行政や関係機関、住民等と連携し、保護が必要な子どもや支援が必要な高齢者、障がい者等の課題解決に向けて協議します。 |
| 地域の実情に応じた交通サービスを充実させ、移動に不安を抱える住民の外出や生活を支援します。 | 公共交通、民間移送サービス、福祉サービス事業者等による交通サービスの充実を図り、移動が困難な住民を支援します。 |
| 安全・安心な生活のために必要な情報を提供し、サービス利用を促進します。 | 緊急時の支援や日常的な見守り支援を住民が身近に利用できるように、情報発信を強化します。 |
| すべての住民の尊厳が守られるよう、権利侵害を早期に把握し、関係機関と連携した支援につなげます。 | 住民や支援機関等と連携し、権利侵害を感じた人が相談しやすい地域づくりを推進します。 |
| 【成年後見制度利用促進基本計画】 成年後見制度を整備し、サービスの利用促進を図ります。 | 権利擁護支援のための地域連携ネットワークの整備を進め、①広報、②相談、③利用促進、④後見人支援の機能強化に努めるとともに、制度を必要とする人への利用支援を推進します。 |

権利擁護は、
住民全体を対象とする視点で
取り組む方向性が望ましい
のではないか。

権利擁護は、
声を上げにくい人たちの存在に
もっと目を向ける
必要がある。

-東海村地域福祉計画推進会議での意見-



4. 計画の推進と進行管理

4-1 推進体制

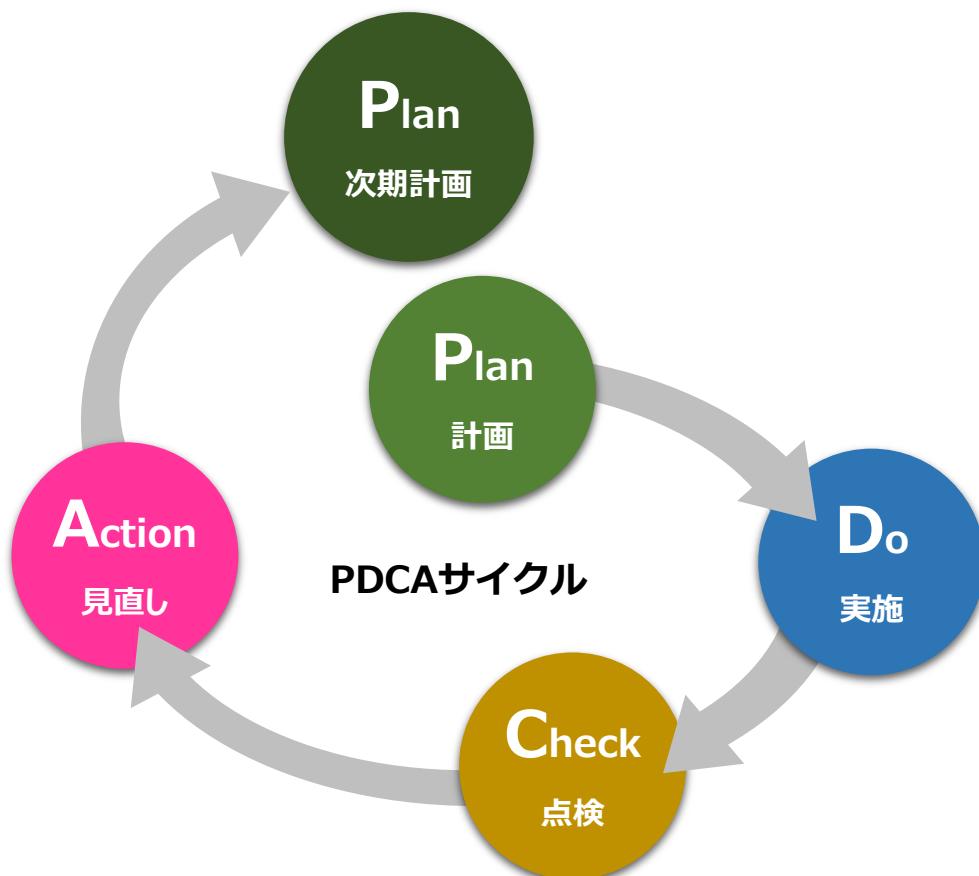
地域福祉を推進する主体は、すべての村民、東海村社会福祉協議会をはじめとする福祉関係団体や事業者及び行政です。

それらの主体が相互に連携して地域や地域住民の生活課題を解決し、すべての人が居場所と生きがいをもって暮らし続けることのできる地域社会の実現に向かいます。

4-2 進行管理

本計画の進行管理は、第4次計画に続き「計画(Plan)・実施(Do)・点検(Check)・見直し(Action)」の循環(PDCAサイクル)によって行います。

計画の策定を主導した「地域福祉計画推進会議」は、各施策を推進する担当部門から定期的に実施結果の報告を受けてその内容を点検します。改善が必要な内容については、是正を提言し、計画の見直し・次期計画の策定へつなげていきます。



4-3 計画の推進

本計画を実効性高く推進するため、計画の理念～解かり合い 支え合い ともにつくる ここちよいムラ～が幅広い住民に浸透し共有されるよう、広報紙など旧来の周知方法のみならず、近年新たに登場した様々な媒体や機会を活用し、周知を図ります。

また、高校生・大学生などの若者には、重要なメンバーとしてこれからも地域福祉計画推進会議に参加いただき、村や村の大人たちの考え方について、議論に加わり、地域を支える当事者としてその経験を同世代へ発信することで、すべての世代によって推進される計画となるよう努めます。

5. グループワークで出された若者の意見

本計画策定にあたり開催された東海村地域福祉計画推進会議の各回でグループワークを実施し、高校生や大学生委員から多くの意見が出されました。その一部は次の通りです。

- 何年か先を考えると、自分たちの世代が頑張り、自分のできる地域活動を通じて地域を支えたい。
- 小学生の頃にあった地域との関わりが中学生以降なくなっていた。でも、高校生会などの機会を通じて多くの人とつながり、良い経験ができた。
- 権利擁護は、住民全体を対象とする視点で取り組む方向性が望ましいのではないか。
- 権利擁護は、声を上げにくい人たちの存在にもっと目を向ける必要がある。
- コロナ以降、直接話す機会が減ったが、SNSを通して新しい人とつながることができた。
- 自治会や近所付き合いの大切さを改めて感じた。
- 基本理念について、わかりやすい、支え合うことで、結果として共に生きることにつながるという流れが分かりやすくていいと思った。
- 基本理念は「ともにつくる」にすると、全員が主体となって参加するイメージがより伝わるのではないかと思った。
- 目標全体で「～しよう」「つくろう」といったみんなで参加するイメージにするといいと思った。

6. 今後のスケジュール

今後、計画策定までのスケジュールは以下を予定しています。

- 議会説明：令和8年1月中
- パブリックコメント実施：令和8年1月末～2月末
- 庁議：令和8年3月